

競争参加資格確認資料作成要領

(独) 国立特別支援教育総合研究所体育館主受水槽他FRP造補強工事

令和4年10月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

競争参加資格確認資料作成要領

1 工事概要等

- (1) 工事名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所体育館主受水槽他FRP造補強工事
- (2) 工事場所 神奈川県横須賀市野比5-1-1（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所構内）
- (3) 工事概要 本工事は育館主受水槽及び研究管理棟受水槽FRP造補強工事である
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和5年3月20日（月）まで
- (5) 資料 配置図、平面図、詳細図

2 資料の構成

- ①競争参加資格確認申請書（別紙様式1）
- ②企業の施工実績（別紙様式2）
- イ 同種又は類似の工事の施工実績
- ③配置予定の技術者（別紙様式3）
- イ 主任技術者又は監理技術者の予定者氏名（複数の候補者でも可）
- ロ イの予定者の資格、工事経験
- ハ イの予定者の他工事の従事状況
- ④公的研究費の不正防止に係る誓約書（別紙様式4）

3 作成要領

- (1) 提出資料の用紙サイズはA4判とし、記載事項は簡潔に記載すること。
- (2) 記載内容に関する留意事項及び記載要領は次のとおりとする。

記載事項	記載内容に関する留意事項及び記載要領
別紙様式2 同種又は類似の工事の 施工実績	① 同種又は類似工事の施工実績 業務施設、商業施設、共同住宅、教育施設、専門的教育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設の機械設備工事又は、機械設備改修工事等を平成18年度以降に、元請として完成・引渡し完了した工事の中から代表的なものを次の優先順位に基づき1件記載する。 1－国立大学法人又は文部科学省発注工事 2－他省庁発注工事 3－都道府県、市町村、公社又は公団発注工事 4－民間発注工事 ② 同種又は類似工事の記載事項 イ 工事名称、発注者名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等を記載する。 ロ 建物用途、構造、建物規模、工事内容等を記載する。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 ・工事名称等の項目の内容が証明できる契約書等の写しを添付する。ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。 ・必要に応じ、規模等を確認できる平面図等の写しを添付する。

別紙様式3 配置予定技術者の資格 及び工事経験	① ②に記載する資格を有し、配置する予定の主任（監理）技術者の氏名を記載する。 ② 技術者の資格 資格は次によることとし、記載した資格の資格証、免許証の写しを添付する。 2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。 ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 ③ 技術者の工事経験 別紙様式2の①に掲げた条件に合致する同種又は類似の工事経験を記載すること。また、その工事が記載された主たる工事経歴書の写しを添付する。 ④ 技術者の現在の他工事従事状況 技術者が競争参加資格確認資料提出日現在において他の工事の主任（監理）技術者として従事している場合は、その工事の名称及び工期を記入する。 ⑤ 複数の候補者を記入することができる。 ⑥ 同一の技術者を重複して他の工事の配置予定の技術者とすることができる。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した競争参加資格確認資料を取下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を行うことがある。 ⑦ 経常建設共同企業体については、全ての構成員が②に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。 ⑧ 実際の施工にあたって、配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限る。
別紙様式4 公的研究費の不正防止 に係る誓約書	別添「公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について」を熟読のうえ記載すること。

4 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和4年11月14日（月）16時00分
② 提出先：〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課施設専門職員 木下
電話番号 046-839-6834

③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和4年11月16日（水）10時00分までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、令和4年11月18日（金）17時00分までに書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情の申立てに関する手続等を示した書類の入手先は、上記4(1)に同じ。

6 実施上の留意事項

(1) 競争参加資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とする。

(2) 提出された競争参加資格確認資料を無断で使用することはない。

(3) 競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を行うことがある。

別紙様式 1

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 中 村 信 一 殿

住 所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
(※社印又は代表者印を押印する。)

令和4年10月19日付けで公告のありました「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所体育館主受水槽他FRP造補強工事」に係る競争参加資格について、競争参加資格確認をされたく、下記の書類を添付し申請します。

なお、以下の1から7までについて誓約します。

1. 研究所会計細則第31条及び第32条の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者を除く。)でないこと。
3. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
4. 入札説明書に記載する本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
5. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
7. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

- 1 文部科学省における一般競争参加資格通知書の写し
- 2 入札説明書 記4に定める内容を記載した書面(別紙様式2～3)
- 3 上記を証明する契約書(CORINS)、施工図面、資格者証等の写し
- 4 公的研究費の不正防止に係る誓約書
- 5 実勢価格における参考見積書

別紙様式 2

同種又は類似の工事の施工実績

会社名：

同種工事の 判断基準		平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した業務施設、商業施設共同住宅、教育施設、専門的教育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設の空調新設工事又は、空調改修工事等を施工した実績。
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	(㎡)
	工 事 内 容	

別紙様式 3

配置予定技術者の資格及び工事経験

会社名： _____

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇
法令による資格・免許		(例) 2級管工事施工管理技士(取得年) 監理技術者資格(取得年、登録番号) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)
同種工事の判断基準		平成18年度以降に、元請として完成・引渡し が完了した業務施設、商業施設共同住宅、教育施設、 専門的教育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉 ・厚生施設、文化・交流・公益施設の空調新設工事 又は、空調改修工事等を施工した実績。。
工事の経 験の概要	工 事 名 称	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工 事 内 容	
申請時 における他 工事の従 事状況等	工 事 名 称	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場 合の対応措置	例) 本工事に着手する前の〇月〇日から本工事に 従事可能。

注) 申請時におけるほか工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

別紙様式 4

公的研究費の不正防止に係る誓約書

当社(当法人)は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社(当法人)に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

(住所)

(社名又は法人名)

(代表者役職・氏名)

印

営業担当者名刺貼付箇所



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようよろしくお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

施設専門職員

TEL 046-839-6820

FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6327 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

＜誓約書等に盛り込むべき事項＞

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがありますので、ご了承ください。）

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）